

土庄町農業委員会会議録

令和3年2月22日

出席委員

濱中 紀仁      三村 康      谷 忠敏      中黒 哲也

森田 嗣洋      中村 邦和      西崎 幸人      佐伯 敏雄

田中 保久      森 和志      末長 顕悟      中野 博喜

小畑 良弘

欠席委員

石井 正樹

事務局

事務局      道下 学

開会時刻      13時30分

場所      土庄町役場 2F 会議室

(議 長)

ただいまから、2月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として5議案がございますが、議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます、末長委員、中野委員よろしく申し上げます。

それでは 議案第1号「農地の権利移動承認について」の(1.2.3.4.5.6番)審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局)

議案書、ページ、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第1号第1番について、担当地区、森田委員より説明申し上げます。

(森田

委員)

議案第1号第1番の場所については、上庄地区1筆となります。譲受人が新たに稲作を行うため売買。調査した結果、特に問題ないと思われま。

(議 長)

説明は終わりましたので、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第1番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第1号第2番について、担当地区、中黒委員より説明をお願いします。

(中黒委員)

議案第1号第2番の場所については、鹿島地区1筆となります。譲渡人が高齢となり、知人の譲受人に売買。調査した結果、特に問題ないと思われま。

(議長)

説明は終わりましたので、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第2番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第2番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第1号第3.4.5.6番について、担当地区、小畑委員より説明をお願いします。

(小畑委員)

議案第1号第3.4.5.6番の場所については、家浦地区5筆となります。譲受人は法人であり、今回オリーブを栽培するのにあたって購入。すでに譲渡人がオリーブを植樹している所もあり。調査した結果、特に問題ないと思われます。

(議長)

説明は終わりましたので、皆さんからご質問はありますか。

(中野委員)

譲受人の法人は農地所有適格法人ですか。

(事務局)

今回、新規で農地所有適格法人となった。

(議長)

他にありませんか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第3.4.5.6番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第3.4.5.6番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の承認について」(1.2番)の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議長)

説明が終わりましたので、議案第2号第1番について、担当地区、谷委員より説明お願いします。

(谷委員)

議案第2号第1番の場所については、大木戸地区3筆となります。地目は雑種地だが現況が農地のため農業委員会を通すこととなった。借受人はオリーブ関連会社であり、今回、新たにオリーブ栽培をすること。調査した結果、特に問題ないと思われます。

(議長)

説明は終わりましたので、皆さんからご質問はありますか。

(中黒委員)

今回は、現況が農地のため申請だが、逆に戻す場合は申請が必要か。

(事務局)

逆の場合も必要です。

(議長)

他にありませんか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第2号第1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第2号第1番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第2号第2番について、担当地区、小畑委員より説明をお願いします。

(小畑委員)

議案第2号第2番の場所については、家浦地区1筆となります。借受人は法人で、同地に保養所があり、その職員が稲作を行うため今回、申請となった。現在、別地でも試験的に稲作を行っている。調査した結果、特に問題ないと思われます。

(議 長)

説明は終わりましたので、皆さんからご質問はありますか。

(中村委員)

法人として農業経営を行っていないように思うが大丈夫か。

(小畑委員)

収益をあげる目的ではなく、あくまでも職員研修の一環で、広く栽培するのではないため大丈夫だと思う。地域の人とも良好な関係を築いている。

(事務局)

補足としまして、今回、申請書とは別に双方の契約書をいただいております。

(議 長)

他にありませんか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第2号第2番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第2号第2番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画（中間管理）の承認について」（1番）の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議長)

説明が終わりましたので、議案第3号第1番について、担当地区、わたくし濱中より説明します。

1番の場所は小江地区3筆となります。借受人は新規就農者であり、柑橘類の栽培を行うとのこと。間に中間管理機構も入り、特に問題はありません。

説明は終わりましたので、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第3号第2番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第2番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第4号「非農地証明願承認について」(1番)の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第4号第1番について、担当地区、森委員より説明お願いいたします。

(森委員)

議案第4号第1番の場所については、馬越地区3筆となります。現在、耕作をしておらず山林化。申請人も島内に在住しておらず。調査した結果、特に問題ないと思われます。

(議 長)

説明は終わりましたので、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第4号第1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第4号第1番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第5号「青年等就農計画認定申請について」(1番)の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議長)

説明は終わりましたので、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第5号第1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 14時30分

議事録署名人 議長 濱中 紀仁

議事録署名人 末長 顕悟

議事録署名人 中野 博喜